

新潟市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月21日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第45号

新潟市公印規則の一部を改正する規則

新潟市公印規則（昭和40年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表のうち（2）の表新潟市長印の項規格（ミリメートル）の欄中「長方形縦4横17」を「長方形縦4横12」に改め、同項中

「

			各区の出張所長	各2	各区の出張所	を
			各区の連絡所を所管する所属 の長	各1	各区の連絡所	

」

「

			各区の出張所長	各2	各区の出張所	に改め、
--	--	--	---------	----	--------	------

」

同項保管場所の欄中「各区の区民生活課、中央区窓口サービス課並びに各区が所管する出張所及び連絡所」を「各区の区民生活課、中央区窓口サービス課及び各区が所管する出張所」に改め、別表のうち（2）の表新潟市区長印の項ひな形の欄中

「

新潟市 区長印 専用 中央区△	を	新潟市 区長印 専用 中央区△	に改め、同項規格（ミリメートル）の欄中「長
--------------------------	---	--------------------------	-----------------------


」

方形縦4横20」を「長方形縦4横15」に改め、同項中


			各区の出張所長	各 2	各区の出張所	を
			各区の連絡所を所管する所属 の長	各 1	各区の連絡所	


			各区の出張所長	各 2	各区の出張所	に改め、
--	--	--	---------	-----	--------	------

同項保管場所の欄中「各区の区民生活課、中央区窓口サービス課並びに各区が所管する出張所及び連絡所」を「各区の区民生活課、中央区窓口サービス課及び各区が所管する出張所」に改め、別表のうち（２）の表中

新 潟 市 長 印	正 方 形 1 2	て ん 書	住環境政策課 所管事務で市 長名をもつて する行政文書 に係る電子印 用	建築部住環境政 策課長	1	建築部住環境政 策課	
-----------------------	-----------------------	-------------	---	----------------	---	---------------	---

を

新 潟 市	正 方 形 書	て ん 書	住環境政策課 所管事務で市 長名をもつて	建築部住環境政 策課長	1	建築部住環境政 策課	
-------------	------------------	-------------	----------------------------	----------------	---	---------------	---

長 印	1 2		する行政文書 に係る電子印 用				
新 潟 市 長 印	正 方 形 2 1	て ん 書	建築行政課所 管事務で市長 名をもつてす る行政文書に 係る電子印用	建築部建築行政 課長	1	建築部建築行政 課	

に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第2号（第14条関係）

公印台帳		
公印の名称		ひな形
使用区分		
規格		印影
書体		
印材		
新調（改刻）年月日	年 月 日	
廃止（改刻）年月日	年 月 日	
管理者（役職名）		

別記様式第3号中「用途」を「使用区分」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。